

# 蘭越町 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」では、専門の職員（保健師、看護師、社会福祉主事等）が、介護予防の支援をはじめ、介護や保健・医療・福祉など様々な相談に応じます。高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも自分らしい生活ができるよう、お手伝いさせていただきます。ぜひご利用ください。



地域包括支援センターは、

高齢者の皆さんの、その家族の皆さんの **総合相談窓口** です。

※こんな悩みや心配事はありませんか？

- ・ ひとり暮らしが不安・・・
- ・ 寝たきりになりたくないけどどうすればいいの？
- ・ もしかして虐待では・・・？
- ・ お金の管理や契約に不安がある・・・
- ・ 介護保険や医療・福祉サービスについて教えてほしい
- ・ 最近、物忘れが多くなってきて心配
- ・ 退院したばかりで、今後の生活に不安がある・・・ など

このような悩みや心配事がある場合には、ご相談ください。



住所：蘭越町蘭越町 2 5 0 番地 1  
(蘭越町保健福祉センター内)

電話：5 7 - 6 8 6 8



## 地域包括支援センターの業務内容は・・・

### 1 介護予防の相談、サービスの利用調整

健康診断などで介護予防が必要であると判断された人や、介護保険の認定申請で「要支援1・2」に認定された人が「介護予防サービス」を受けるための「介護予防ケアプラン」は、地域包括支援センターで作成します。

また、健康な高齢者の皆さんには、介護予防につながる活動や講座などの情報を提供します。

### 2 保健・医療・福祉全般に関する相談

高齢者やその家族の皆さんが抱える悩みや心配事などの相談ができます。健康の不安や介護の相談、どこへ相談してよいか分からない保健や医療、福祉に関することは、何でもお気軽にご相談ください。

### 3 権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。

高齢者虐待について、早期発見と防止に努め、他の機関とも連携して高齢者の皆さんの人権を守ります。

また、認知症などで判断力が十分でない人を擁護する「成年後見制度」について、制度の普及や利用の手続きなどの支援を行います。

### 4 包括的・継続的マネジメント

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、ネットワークづくりを行います。





介護予防を進めていくために

こんな視点を大切にしましょう！！

### 自分でできることはできる限り自分で

「ヘルパーさんにやってもらったほうが楽」

「福祉用具を使えば便利だ」——

安易にサービスに頼れば、  
生活機能はどんどん低下していきます。  
できる限り自立した生活を続けるために、  
本来持つ自分の力を発揮していきましょう。



### 「目標志向型」のサービス利用

漫然と同じサービスを利用し続けるのではなく、  
明確な目標設定を行い、一定期間後にそれが達成されたかどうかを評価してサービスを再検討する「目標志向型」のサービス利用が、介護予防の特徴です。

### あなたの「したいこと」

「できるようにになりたいこと」を大切に

「こういう生活をしていきたい」

「こんな夢を実現させたい」という、  
一人ひとりの生活・人生、自己実現を支援するのが、  
介護予防の目的です。

あなたの意思、意欲が何より尊重されます。



蘭越町高齢者見守りネットワーク

# こぶしネットワーク



平成23年度から、高齢者見守りネットワークづくりに取り組んでいます。

**こぶしネットワーク**とは・・・

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民・協力機関・協力事業所で作くり、誰が誰を見守るという役割を決めず、地域の皆さんでさりげなく見守るネットワークです。

地域の皆さんの日常生活や協力機関・協力事業所の事業活動のなかでさりげない見守り・声かけによって高齢者の方の何らかの異変に気づいたときは、地域包括支援センターにご連絡いただき、状況の確認と支援につなげていきます。

キーワードは「こぶし」です。

㊦ これならできる、みんなで見守り

【さりげなく、お互いに見守り】

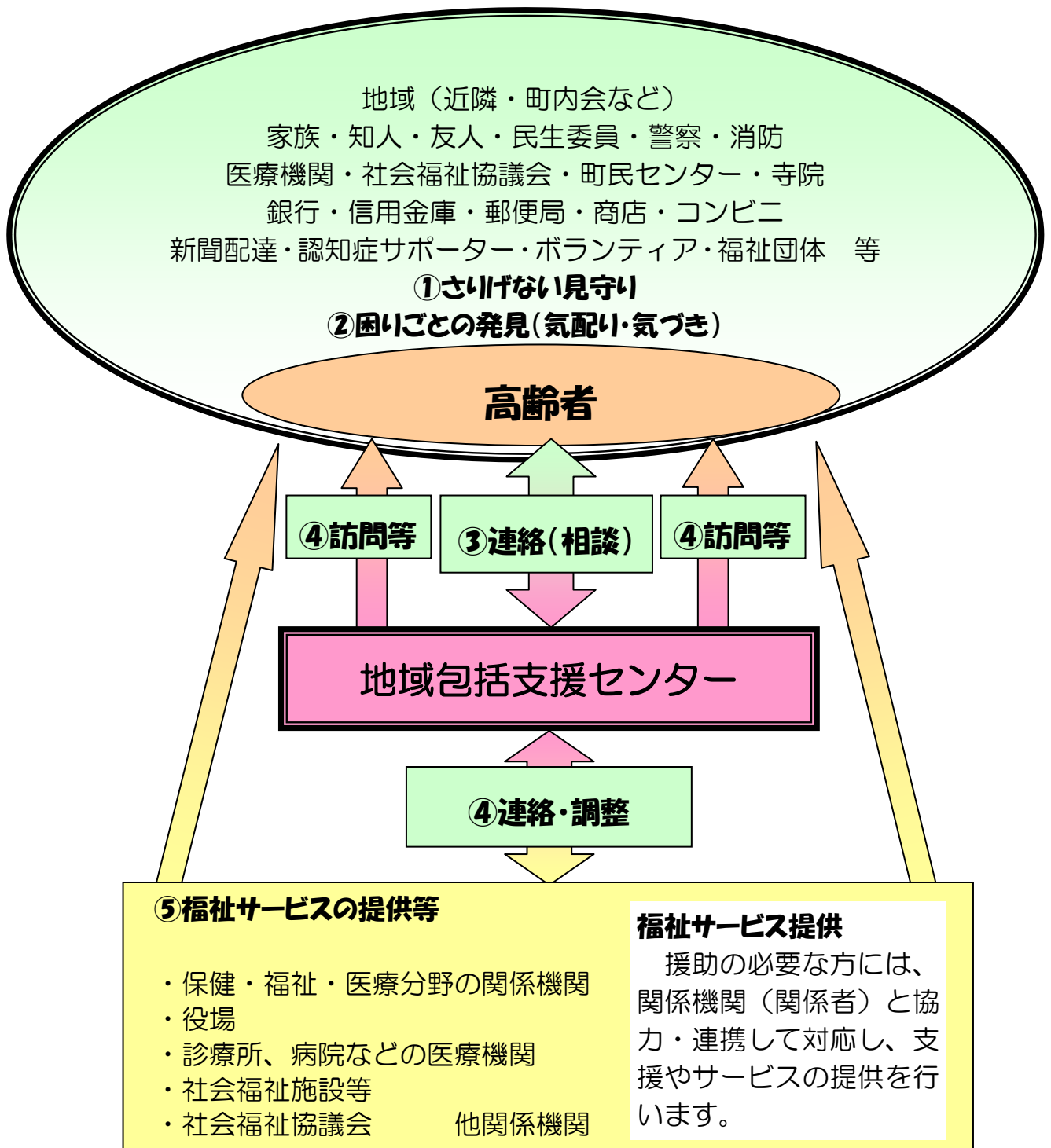
㊧ ぶじに元気におすごしですか？

【お互いに気にかける】

㊨ しらせてください、気づいた事を



# 高齢者見守りネットワーク「こぶしネットワーク」図



## 福祉サービス提供

援助の必要な方には、関係機関（者）と協力・連携して対応し、支援やサービスの提供を行います。

(例：ホームヘルパーの派遣、デイサービスの利用、地域包括支援センターの派遣)

- ① さりげなく、お互いに見張りにならない「見守り」を行う。
- ② 困りごとの発見（気配り・気づき）気になる様子がないか。
- ③ 特に気になる様子があれば、地域包括支援センターへ連絡（相談）
- ④ 地域包括支援センターで訪問等を行ない、本人の状況を確認し希望を伺います。
- ⑤ 必要に応じて福祉サービス事業所等と連絡・調整を行います。
- ⑥ 本人の希望等に応じて福祉サービスの提供等につなげていきます。